

山形いきいき子育て応援企業 「登録・認定マーク」 デザインマニュアル



カラー指定について

●カラー DIC198 DIC335 DIC172 DIC345

◆宣言企業



◆実践（ゴールド）企業



◆優秀（ダイヤモンド）企業



●モノクロ K100 K40% K80%

◆宣言企業



◆実践（ゴールド）企業



◆優秀（ダイヤモンド）企業



●1C DIC198 ※Tシャツ等の作成など（シルクスクリン印刷）

◆宣言企業



◆実践（ゴールド）企業



◆優秀（ダイヤモンド）企業



●バリエーション



背景は、白または薄い色を基本とするが背景色が暗い場合などは、白フチまたは白ぼかしフチの使用可能。

使用不可について



色の変更



縦横の比率の変更



組み方の変更



色フチをつける



影をつける



デザインを加える

山形いきいき子育て応援企業「登録・認定マーク」使用取扱要綱

1. 目的

この要綱は、山形県が制定した「山形いきいき子育て応援企業『登録・認定マーク』(以下、「マーク」という。)」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものです。

2. 使用の手続き

(1) マークを使用しようとする者(以下、「使用者」という。)は、あらかじめ山形県が別に定める「山形いきいき子育て応援企業総合支援事業」の登録・認定を受ける必要があります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ① 地方公共団体が使用する場合
- ② テレビ、新聞、雑誌などの報道関係機関が報道目的に使用する場合

(2) 登録・認定時に山形県からマークを交付します。

3. 使用料

マークの使用料は、無料です。

4. 使用条件

マークの使用にあたっては、次の条件を遵守し、適正に使用してください。

- (1) デザインマニュアルに基づき使用すること。(色の変更、縦横の比率変更、組み方の変更、新たなデザイン付加などはできません。)
- (2) 県から登録・認定を受けている段階のマークを使用すること。(「宣言企業」として登録されている企業等が、「実践(ゴールド)企業」や「優秀(ダイヤモンド)企業」のマークを使用することはできません。他の段階でも同様です。)

5. 使用を認めない場合

次に掲げるいずれかに該当する場合は、使用を認められません。

- (1) 山形県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (3) マークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合。
- (4) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合。
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (6) その他、山形県が不適当と認めた場合。

6. 使用状況等の調査

山形県は、マークの適正な活用を図るため必要と認める場合、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができるものとします。

7. 使用の禁止

- (1) 現にマークの使用が開始された後において、使用条件に違反した場合、または上記5に該当することが明らかになった場合、山形県はマークの使用を禁止するものとします。使用者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。
- (2) 山形県は、使用者が前項の規定により使用を禁止されたことによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負いません。

8. 使用者の責務

マークが表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任は使用者に帰するものとし、使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければなりません。

9. 権利

マークに関する一切の権利は、山形県に帰属します。

10. その他

この要綱に定めるもののほか、マークの取扱いについて必要な事項は、山形県が別に定めるものとします。

11. 附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

